

厚生労働省大臣が定める基準に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況を公表致します

介護老人保健施設において、入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から肺炎等の所定の疾病を発症した場合、施設内での治療について評価されるものです。

ひぐらしの里では所定疾患Ⅱを算定しています。

令和1年度

(平成31年4月～令和2年3月)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
肺炎	日数	50	46	0	35	51	12	12	26	28	31	38	35
	人数	8	7	0	6	8	2	2	4	5	6	6	5
尿路感染	日数	13	16	32	15	14	9	7	16	25	30	35	14
	人数	3	3	5	3	2	2	2	3	5	5	6	2
带状疱疹	日数	0	0	0	5	0	5	0	0	0	7	0	0
	人数	0	0	0	1	0	1	0	0	0	1	0	0

※ 抗生剤投与・XP・CT・血液検査 等 実施しました。